年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 78 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 74 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 33 件

国民年金関係 16件

厚生年金関係 17件

兵庫国民年金 事案 2171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年7月まで

② 昭和61年6月

③ 昭和63年12月

④ 平成6年4月

私は、国民年金の加入は義務だと認識しており、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。平成6年5月から厚生年金保険の被保険者になったが、7年の災害の後、6年4月の国民年金保険料が未納であると納付書が送られてきたので同市役所で確認したところ、「未納は6年4月だけです。」と言われ、7年4月頃に保険料を納付した。

年金記録を確認したところ、4か所の未納期間があることが分かった。未 納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金の未納期間は無く、国民年金と厚生年金 保険の切替手続を適切に行っていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④の直前の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料を、厚生年金保険被保険者資格の取得以降である同年12月20日に過年度納付していることが確認でき、保険料の未納の解消に努めていた状況がうかがえることから、1か月と短期間である申立期間④の国民年金保険料について、申立人の主張するとおり納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①から③までについて、申立人は、A市役所で申立期間④の 国民年金保険料を納付したとする平成7年4月頃に、「ほかに未納期間は無い。」と言われたので未納期間は無いはずであると主張しているが、国民年金 手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は4年1月に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号払出しの時点において、申立期間①から③までは時効により保険料を納付することはできない上、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人には申立期間①から③までの国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 2172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から46年3月まで

私は、昭和 42 年 11 月に結婚後、A市B区内に住んでいたが、45 年 3 月頃に同市C区内へ転居し、同年 4 月頃に同区役所で、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その際、未納分も納付するよう言われ、後日、夫婦二人分として合計約 2 万円を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月 14 日発行の国民年金手帳を所持しており、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、上記国民年金手帳発行日と同日に国民年金に新規加入していることが確認できる。

また、上記の国民年金加入時点では、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までについては、過年度納付が可能な期間である上、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額は、当該期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立人が当該期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 11 月から 44 年 3 月までについては、国 民年金の加入時点において、時効により納付することができない期間となる上、 申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額では、当該期間の保険料を 納付することができず、申立内容と符合しない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 11 月から 44 年 3 月までの国民 年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、 ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たら ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 2173

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで

夫の分も含めて夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

私は、昭和40年に結婚してしばらくした頃、国民年金に加入したと思う。 A市B区に住んでいた時で、同じ住宅の近所の人に勧められて加入した。 自宅から区役所までは少し離れていたが、加入を勧めてくれた近所の人と一 緒に区役所に行き、加入手続を行ったことを覚えている。保険料の納付は、 2か月に1度くらいの頻度で区役所で支払っていた。加入を勧めてくれた近 所の人に誘ってもらい、定期的に一緒に買い物を兼ねて出かけていた記憶が ある。同市C区に転居してから夫とD店を始め、1階が店舗で2階が住居で あったが、その時は、保険料は店に集金に来てもらっていた。その集金人に、

店が忙しい時は、その集金人に10分から20分くらい待ってもらったことがあったことを覚えている。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和 41 年 12 月 26 日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から 42 年 1 月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間は現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、昭和41年 11月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、 A市及びE市の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者原票によると、 申立人の資格取得日は、申立人の夫と同日が記載されていることが確認でき る上、申立人及びその夫は、申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間と同じ期間を納付済みであることがオンライン記録から確認できることから、申立人のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

なお、申立人の夫は、申立期間の大部分である昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月までの期間について、平成 21 年 6 月 3 日付けにて社会保険事務所(当時)で納付済みに記録訂正されている。

加えて、申立人が記憶する加入当初の国民年金保険料は、申立期間の保険料額と一致する上、申立人及びその夫は申立期間以外に未納は無く、特に申立人は、長期間である 138 か月にわたって任意加入被保険者として保険料を納付するなど、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 2174

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年12月まで

私は、加入手続の時期は覚えていないが、国民健康保険の加入手続の際、 夫婦二人の国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料については、全て の期間、夫と二人分を一緒に納付しており、加入当初は、現金で納付してい たが、しばらくしてから口座振替にした記憶がある。しかし、年金記録を確 認すると、夫の記録は納付済であるにもかかわらず、私の記録だけが未納と されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入の時期は不明であるものの、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月1日に連番で払い出されていることが確認でき、A市の収滞納一覧表によると、申立期間及びその直後の3か月の未納期間を除き、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付形態及び納付日が一致している上、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者資格届書によると、昭和53年12月以前の納付書が発行されていることが確認できる。

さらに、申立回数は一回であり、9か月と短期間である申立期間の国民年金 保険料について、申立人の夫と同様に納付していたものと考えても不自然では ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月30日から44年1月1日まで

私は、A社に昭和43年3月1日から同年12月末まで勤務し、給与明細書により、同年3月から同年12月まで給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。しかし、年金記録では同社における資格喪失日は43年12月30日となっており、同年12月分の記録が欠落している。資格喪失日は44年1月1日が正しいと思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により確認できる労働日数等の記載及び保険料控除額から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和43年12月30日と届け、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和50年9月を17万円、51年7月を20万円、54年7月を18万円、55年7月を22万円、59年9月を24万円、62年9月を34万円、平成元年12月を34万円、2年7月を36万円、5年9月を41万円、7年9月を44万円、8年9月を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月5日から平成13年2月26日まで 私は、昭和49年7月5日から平成13年2月26日までA社に勤めていた が、全期間の標準報酬月額が不当に下げられているので、報酬支給額に見合 う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 したがって、申立期間のうち、昭和50年9月、51年7月、54年7月、55年7月、59年9月、62年9月、平成元年12月、2年7月、5年9月、7年9月及び8年9月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和50年9月を17万円、51年7月を20万円、54年7月を18万円、55年7月を22万円、59年9月を

24 万円、62 年 9 月 を 34 万円、平成元年 12 月 を 34 万円、 2 年 7 月 を 36 万円、 5 年 9 月 を 41 万円、 7 年 9 月 を 44 万円、 8 年 9 月 を 50 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が給与明細書により確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額に 係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これ を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められな い。

- 3 申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和49年7月、同年10月から50年7月までの期間、同年10月から51年6月までの期間、同年8月から55年6月までの期間、同年8月から55年6月までの期間、同年8月から59年8月までの期間、同年10月から62年8月までの期間、同年10月から62年8月までの期間、同年10月から7年8月までの期間、同年8月から5年8月までの期間、同年10月から7年8月までの期間、同年10月から8年8月までの期間、同年10月から13年1月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 4 申立期間のうち、昭和49年8月、同年9月及び50年8月については、申立人は当該期間に係る給与明細書を保管していない上、事業主も当該期間に係る賃金台帳等は既に廃棄処分したと説明しており、ほかに、当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、当該期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から同年9月25日まで

私は、昭和19年夏頃、会社から現場徴用令を受け、A市にあった会社で 勤務していたが、その間も給料はB社から支給されていた。その後、空襲を 受け、同社の指示で同社C製造所に復帰したが、20年6月にC市も空襲を 受け、同製造所や敷地内の建物等は全て焼失し、そのとき、同市から罹災証 明書と、見舞金20円をもらったことを覚えている。申立期間の厚生年金保 険の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年6月にC製造所が空襲に遭い、工場と共に自分が生活していた寮も焼失したとき、C市から罹災証明書をもらった。空襲後は工場の片付け等をした後、農家の農作業を手伝っていたが、終戦後、D県の実家に帰った。」と当時の状況を供述しているところ、B社C製造所の複数の元従業員が、「空襲後に罹災証明書をもらった。」「工場勤務の従業員が農家に手伝いに行っていたと聞いたことがある。」等、申立人の供述内容と一致する証言をしている上、このうちの一人は、「D県出身のE(申立人の姓)という同僚を覚えており、同製造所の空襲後、一緒に後片付けをした記憶がある。」と証言しており、申立人は、20年1月以降も継続して同製造所において勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録、厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和18年4月8日に当該事業所において被保険者資格を取得し、20年1月1日に同資格を喪失しており、申立

期間において、当該事業所に係る被保険者記録は確認できないが、B社C製造所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、生年月日、資格取得日及び標準報酬等級の記載は無いものの、上記の被保険者記録とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で、昭和20年9月25日を資格喪失日とする申立人と同姓同名の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和20年9月25日を喪失日とする上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が同日に被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 2827 (事案 762 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和44年10月15日)及び同資格取得日(45年4月1日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月15日から45年4月1日まで 昭和44年5月1日にA社に入社し、研修生として一年間の研修が終わっ たので、会社から勤務証明をもらって45年8月にB職の国家試験を受験し た。44年5月1日から一年間の研修生としての勤務実績があるのに、申立 期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

同じ事案で、別の従業員があっせんされたと聞いたので、再度、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは確認できるものの、i)同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和44年4月1日に同資格を取得している22人及び同年5月1日に同資格を取得している申立人は、同年10月15日に同資格を喪失し、健康保険証を同年同月27日に社会保険事務所(当時)へ返却しており、そのうち申立人を含む元従業員18人は、45年4月1日に同社において再度同資格を取得していることが確認できること、ii)申立人及び複数の元従業員の証言によると、同年10月頃に、同社が経営する店舗間で異動があったことがうかがえるところ、B社の担当者は、「当時の社会保険に関する資料は社内に何も残っておらず、詳細は不明であるが、厚生年

金保険の資格喪失手続をとった場合には、該当者から保険料控除を行うことは考えられない。」としており、理由は不明であるものの、同社が何らかの事情により、研修生をはじめとする入社後間もない従業員について、資格喪失手続をとったものと推認することができる等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月27日付けで通知が行われている。

しかしながら、上記の通知後、申立人とほぼ同時期に入社し、同様にB職になるために実務研修を経験した複数の同僚のうち一人から「保険料控除の認識は当時からあり、昭和44年4月から45年3月までの1年間は、給与の手取り額に変動は無かった。もし、給料に変化があれば気付いたはずである。」との証言が得られ、別の同僚からも、「保険料控除の認識は当時なかったが、最初の1年間は、給与が全く変わらなかったことを覚えている。」との証言が得られた。

また、申立期間当時、A社の経理部長で社会保険事務を担当していた申立人の上司は、「当時、B職の業界は厚生年金保険への加入率が極めて低かったが、当社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる会社であった。」、「申立人を含む研修生について、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主はオンライン記録どおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月1日から9年10月1日までの期間について、 事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張す る標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額 に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から13年1月21日まで

私は、平成元年4月から13年1月まで、A社で営業管理職として勤務した。当初は、代表取締役であったが、申立期間については決裁権が無い取締役だった。

給与は、退職するまで 50 万円から 80 万円程度であったのに、平成 7 年 4 月から退職までの 70 か月の標準報酬月額が 9 万 8,000 円であることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成7年4月から9年5月までの申立人の標準報酬月額 については、オンライン記録によると、当初、59万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、平成9年6月24日付けで、申立人を含む4人の取締役の標準報酬月額が7年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管している預金通帳に記帳されている給与振込額は、 平成7年4月から8年6月までは84万2,620円、同年7月は86万7,620円、同年8月から9年3月までは84万2,620円、同年4月から同年5月までは59万7,830円であることから、上記の減額訂正された標準報酬月額は、 実際の給与額に見合っていないことが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、平成9年6月当時、A社において、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年6月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所(当時)が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

2 申立期間のうち平成9年6月から同年10月までの申立人の標準報酬月額 については、オンライン記録によると9万8,000円と記録されているが、 上記の預金通帳に記載されている当該期間の給与振込額59万7,830円に見 合っていない。

また、当該期間のうち、平成9年6月から同年9月までの期間は、上記の遡及訂正処理から次の定時決定(同年10月1日)の前までの期間に当たり、当該期間の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理の結果として、記録されたものと考えられる。

- 3 これらのことから判断すると、申立期間のうち平成7年4月から9年9 月までの申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出 た59万円に訂正することが必要と認められる。
- 4 一方、申立期間のうち平成9年10月から13年1月までの期間の標準報酬月額については、同年10月1日の定時決定により9万8,000円と記載されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言い難い。

また、A社は、平成 18 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元役員に照会しても回答が得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和52年10月を6万8,000円、平成9年10月及び10年5月を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月頃から同年10月頃まで

- ② 昭和52年3月1日から61年4月21日まで
- ③ 昭和61年4月21日から平成2年10月1日まで
- ④ 平成2年10月1日から14年12月まで

私は、A社(現在は、B社)で昭和38年2月から同年10月までの間勤務したが、全期間の厚生年金保険被保険者記録が無い上、C社では、46年9月頃から平成15年3月25日までの間勤務したにもかかわらず、昭和61年4月21日から平成2年10月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この間もC社で継続して勤務しており、厚生年金保険に加入させるべきであるのに加入させておらず、同年2月頃に、社長が同年4月1日から厚生年金保険に加入させると約束したにもかかわらず加入させていないのは納得できない。

C社の昭和52年3月1日から61年4月21日までの期間及び平成2年10月1日から14年12月までの期間の給与明細書が出てきたので標準報酬月額についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに

基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬 月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額 を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間②のうち、昭和52年10月、並びに申立期間④のうち、平成9年10月及び10年5月については、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和52年10月は6万8,000円、平成9年10月及び10年5月は13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所 (当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が、給与明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に相当する標 準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認めら れない。

一方、申立期間②のうち、昭和52年3月、同年7月、同年9月、同年12月から53年2月までの期間、同年4月から55年9月までの期間、同年11月、56年1月から58年7月までの期間、同年9月から59年9月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間、並びに申立期間④のうち、平成2年11月から6年12月までの期間、7年2月から9年9月までの期間、同年11月から10年1月までの期間、同年4月、同年6月から13年7月までの期間及び同年9月から14年11月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和52年8月、55年10月及び58年8月、並びに申立期間④のうち、平成2年10月及び10年3月については、申立人が所持する給与明細書により保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、昭和52年11月については、申立人が保管する給与明細書に記載された保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも、2,482円多いことが確認できるが、この金額は、保険料控除されていない同年8月分の厚生年金保険料と一致することから、当該月の保険料を遡って徴収したものと考えるのが自然である。

さらに、昭和55年12月については、申立人が保管する給与明細書に記載された保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも、512円多い

ことが確認できるが、この金額は、同年 11 月の厚生年金保険料の不足額と同額であり、当該保険料の不足額を遡って徴収したものと考えるのが自然である。

このため、昭和52年8月、55年10月、58年8月、平成2年10月、10年3月については標準報酬月額を訂正する必要性は認められず、また、昭和52年11月及び55年12月については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、事業主が当該月分として源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が一致していると考えられることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

加えて、申立期間②のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間、53年3月及び59年10月、並びに申立期間④のうち、平成7年1月、10年2月及び13年8月については、申立人は給与明細書を保管していない上、事業主も当該期間に係る賃金台帳等は保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人が、申立期間②及び④(昭和52年10月、平成9年10月及び10年5月を除く。)において、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び④(昭和52年10月、平成9年10月及び10年5月を除く。)において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、申立人は、「昭和38年2月頃から同年10月頃までの間、A社に勤務していた。」と主張しているところ、同年3月17日、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員が「申立人がいつまでいたのか覚えていないが、私が入社した時にいたように思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①頃に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「当社が保管する名簿において、申立期間①に申立人の氏名は確認できず、生年月日から調査しても申立人の在籍は確認できない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員11人に対し照会したところ、回答のあった7人のうち、申立人のことを記憶している者は上記の元従業員以外にはいないことから、申立人の勤務期間を特定することができず、このうちの一人は「同社には、厚生年金保険に加入しな

いパート職員がいた。」と証言している。

また、申立期間③について、申立人は、「昭和46年9月頃から平成15年3月25日までの間C社で継続して勤務していたので、同社は、私を厚生年金保険に加入させるべきであったのに加入させていなかった。平成2年2月頃、夫が定年退職するにあたり、同年4月から厚生年金保険と健康保険の加入をさせるよう事前に依頼し、社長が同年同月1日から厚生年金保険に加入させると約束した。」と主張しているが、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間③において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、このうち、申立期間③のほとんどを占める昭和61年4月から平成2年4月までは第3号被保険者であったことが確認できる上、申立人は、「平成2年2月頃、夫が定年退職するにあたり、同年4月から厚生年金保険と健康保険の加入をさせるよう事前に依頼した。」と供述しており、当該期間について、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたことがうかがえる。

加えて、C社は、「申立人について、昭和61年4月21日に厚生年金保険の資格喪失届を提出し、平成2年10月1日に同資格取得届を提出したと記憶している。申立期間③の厚生年金保険料は給与から控除していない。申立人が2年1月頃に厚生年金保険に加入したいと申し出て受理されたと主張していることについては、10年以上も前のことで、依頼を受けた時期については分からない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は6万3,000円、同年12月8日は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は45万1,000円、同年12月10日は47万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

- ② 平成 18 年 12 月 8 日
- ③ 平成19年7月10日
- ④ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成18年7月10日に6万3,000円、同年12月8日に42万円の標準賞与

額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間 当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事 務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について 納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

また、申立期間③及び④については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日及び同年12月10日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③及び④の標準賞与額については、上記賞与明細書から、平成19年7月10日は45万1,000円、同年12月10日は47万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 17 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成 17 年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年10月31日から同年11月1日までの期間について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を19年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月1日から同年3月1日まで

② 平成19年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成17年2月にA社に入社した。同社は、途中、B社に名称変更したが、私は、仕事内容も勤務地も変わりなく継続して平成19年10月31日まで勤務した。

給与明細書を見ると、平成17年2月から19年11月までの期間ずっと厚生年金保険料が控除されているので、年金記録が欠落している期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、B社において平成19年10月31日に同社を離職したことが確認できる上、給与明細書により、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を19年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主はオンライン記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年1月10日から同年4月26日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を31年1月10日に、資格喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月10日から同年5月7日まで 私は、昭和30年秋にA職国家資格を取得し、翌年1月にA職として漁船 に乗って勤務したが、その時期の年金記録が無い。

船員手帳をみても乗船していたことは明らかであるので、年金記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している船員手帳によると、申立人は、昭和 31 年 1 月 10 日から同年 5 月 7 日まで、B 丸に乗船していたことが確認できる。

また、船員保険被保険者名簿によると、船舶所有者が船員保険に加入した昭和30年10月1日(新規適用日)に15人が船員保険被保険者資格を取得しているところ、元同僚3人に当時の乗組員数について尋ねると、「12人」、「15人」、「15人」、「15人から16人ぐらい」とそれぞれ証言していることから、船舶所有者は、乗組員のほぼ全員を船員保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人の前任者である元A職(上記の元同僚3人のうちの1人)は、「私が下船した後に申立人は乗船した。」と証言しているところ、元A職及び申立人の船員手帳をみると、元A職が昭和31年1月10日に雇止めされ、入れ替わりに申立人が同日に雇入れされていることが確認できる上、オ

ンライン記録によると、元A職は、雇止めされた同日時点において船員保険 被保険者であったことが確認できる。

加えて、船員保険被保険者名簿の記録によると、当該船舶所有者に係る被保険者全員が昭和31年4月26日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年1月10日から同年4月26日までの期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前任者であるA職の昭和 30年 10月の船員保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る船員保険料を社会保険出張所(当時)に納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することはできないが、仮に、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、船舶所有者は、社会保険出張所へ申立人に係る資格の得喪等の届出を行っておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和31年1月10日から同年4月26日までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和31年4月27日から同年5月7日までの期間については、上記のとおり、被保険者全員が船員保険被保険者資格を喪失した後の期間であることが確認できる上、ほかに申立人が当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和31年4月27日から同年5月7日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年10月31日に、同社本社における資格取得日に係る記録を38年7月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①における標準報酬月額を8,000円とし、申立期間②における標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月31日から同年12月1日まで

② 昭和38年7月1日から同年8月23日まで

私は、昭和27年3月24日の入社から平成元年1月20日の退職までA社で継続して勤務しており、途中で休職や休業をした事実が無いにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間では、同社D事業所から同社C事業所に転勤する前2か月(申立期間①)及び、同社C事業所から本社へ転勤する前の1か月(申立期間②)が欠落している。

A社に確認したところ、私が申立期間①及び②を含めて継続して同社に勤務していたとする回答を得たので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した退職者一覧台帳、E健康保険組合に係る資格喪失証明書及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社D事業所から同社C事業所に異動及び同社C事業所から本社に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立期間①については、同僚の供述により昭和 28 年 10 月 31 日、申立期間②については、事務担当者の供述により 38 年 7 月 1

日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和28年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る38年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため詳細は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年6月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は70円、同年4月及び同年5月は210円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月1日から22年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を21年7月1日、資格喪失日に係る記録を22年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から22年9月1日まで 昭和15年1月8日から52年3月31日まで一貫してB社に在籍していた はずなのに、同社C工場に在籍し、入隊していた期間の年金記録は確認で きるのに、21年2月1日から22年9月1日までの同工場における年金記録 が空白である。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年6月1日までの期間について、D県発行の軍歴証明書により、申立人は、16年3月1日に軍隊に入営し、21年6月1日に復員したことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人はA社において、19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年2月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、 当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間につい

ては、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険 者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴証明書の復員日である昭和 21年6月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 21年1月の保険出張所(当時)及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、昭和 21年2月及び同年3月は70円、同年4月及び同年5月は210円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和21年7月1日から22年9月1日までの期間について、B社から提出された人事記録台帳により、21年6月1日に解除の記載が確認できるものの、21年7月1日に、従前の俸給(年)7,200円から1万1,800円に昇給している記載が確認できることから、申立人が当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記人事記録台帳から、600 円(当時の上限)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該保険出張所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は、申立人に係る昭和21年7月から22年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年7月1日までの期間 について、人事記録台帳から申立人が申立てに係る事業所に在籍していたこ とは確認できる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員128人のうち、所在が確認できた11人に申立人の勤務実態等について照会し、6人から回答があったものの、申立人が当該期間において既に復職し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人が当時の給与事務担当者だったとする元同僚は、「申立人については、給与を親元に送金していた時に名前を覚えていた程度である上、申立人が復職したとされる時期には私は結婚退職していたので入れ違いで

あったのではないか。復職した時期については分からない。」と回答している。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月12日から同年7月12日まで 私は、平成17年7月11日にA社を退職したが、厚生年金保険の記録が同年6月12日となっており、18年に同社の事務担当者に記録を訂正するように連絡していたが、訂正されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び 事業主の回答により、申立人は、A社において平成17年7月11日に退職し、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出ていたことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成17年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年12月1日から38年3月31日までの期間については、事業主は、申立人が35年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行い、かつ、同資格喪失日は、38年3月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 12 月から 36 年 9 月までを 5,000 円、同年 10 月から 38 年 2 月までを 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から39年2月1日まで 昭和35年12月1日にA社に入り、36年4月B学校入学、38年4月にC 職の資格を取得したが、年金記録では、私の同社での被保険者資格取得日は 39年2月1日となっており、同年1月までの被保険者記録が無いことに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格 取得日は昭和39年2月1日であることが確認でき、申立期間の被保険者記 録は確認できない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 35 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、上記の被保険者記録とは別の被保険者番号で、申立期間の始期の昭和 35 年 12 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿において、昭和35年12月1日に被保険者資格を取得している元職員のうち3人が、「申立人と一緒にA社に就職した。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページには、申立人を含め12人の被保険者が記載されており、このうち資格喪失日の記載の無い者は申立人を含め9人確認でき、このうち7人については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により被保険者記録が確認できるものの、申立人を含む残りの二人の被保険者原票が見当たらない。このことについて、日本年金機構D事務センターでは、「当該二人の被保険者原票が無い理由は分からない。」と説明している。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する元職員5人(上記の申立人と一緒に同社に就職したと証言している元職員3人を含む。)のうち、昭和38年3月31日が被保険者資格喪失日となっている3人は、「退職時期は分からないが、申立人は昭和38年3月までは勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、「時期ははっきり覚えていないが、仲の良かった同僚が 辞めるというので、一旦退職したことがある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る申立人の記録は適切に管理されておらず、事業主は、申立人が昭和35年12月1日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同資格喪失日を38年3月31日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に被保険者記録を有する元従業員の記録から、昭和35年12月から36年9月までは5,000円、同年10月から38年2月までは6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和38年3月31日から39年2月1日までの期間について、A社では、「申立人に係る人事記録は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金の加入状況等について確認できない。

また、A社において申立期間に被保険者資格を有する元従業員から聴取しても、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、上記のとおり、申立人は「一旦退職したことがある。」と供述している。

このほか、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年6月1日から16年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月5日及び同年12月8日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を、同年8月5日は30万円、同年12月8日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月8日から16年2月1日まで

② 平成15年8月5日

③ 平成15年12月8日

私は、平成11年11月8日にA社に入社し、16年1月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。

私の年金記録では、平成11年11月8日から16年2月1日までの一部の期間の標準報酬月額が、総支給額から考えられる額より低くされており、15年8月及び同年12月の賞与についても普通預金通帳にA社から入金があるにもかかわらず記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金 保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額 (標準賞与額)の範囲内であり、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のい ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、平成12年7月1日から14年4月1日までの期間、同年6月1日から同年12月1日までの期間、15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は給与支給明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、申立人が所持する、事業所からの給与振込額が確認できる預金通帳により、当該期間に係る振込額と同年7月の振込額がほぼ一致していることから、当該期間においても同年7月と同額の厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、同年7月と同額の34万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成14年4月1日から同年6月1日までの期間、同年12月1日から15年1月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は給与支給明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、当該期間の前後の保険料控除額が同額であることから、34万円に訂正することが妥当である。

加えて、申立期間①のうち、平成15年10月1日から16年2月1日までの期間について、申立人は給与支給明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、申立人が所持する預金通帳により、当該期間に係る振込額と15年9月の振込額が概ね一致していることから、同年9月と同額の34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため確認できないものの、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付

する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③については、申立人は賞与支給明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び賞与額が確認できないものの、申立人が所持する、事業所からの振込額が確認できる預金通帳及び元従業員が所持する当該期間に係る賞与支給明細書により、申立期間②において、その主張する標準賞与額(30万円)、申立期間③において、その主張する標準賞与額(33万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主から回答が得られないため、これを確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立どおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①のうち、平成11年11月8日から12年6月1日までの期間については、申立人は給与支給明細書を所持しておらず、申立人が所持する預金通帳からも厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない上、事業所に対して当時の状況について文書により照会を行ったが、回答が得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月14日は12万円、17年7月15日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月14日

② 平成17年7月15日

私は、平成14年10月1日から18年12月末までA事業所(現在は、B社) に勤務していたが、年金記録では、16年12月及び17年7月の標準賞与額 の記録が無いので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びB社が保管する支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①については12万円、申立期間②については25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和36年2月1日にA社に入社し、44年1月31日まで継続して勤務していたが、同社C支店からD支店に異動した時期の年金記録が1か月欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の事務担当者の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和37年6月1日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA社C支店において引き続き適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の複数の元従業員のオンライン記録及び申立人の同社における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録により、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資 料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は33万3,000円、16年7月6日は33万8,000円、同年12月10日は33万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年7月6日

③ 平成16年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 15 年 7 月 10 日に 33 万 3,000 円、16 年 7 月 6 日に 33 万 8,000 円、同年 12 月 10 日に 33 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月17日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月17日まで 申立期間においてA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被 保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の孫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社が保管する人事記録により、申立期間について申立人が当該事業所に継続して勤務していたことを証明している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が同一の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められるところ、当該未統合記録においては、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、A社は、申立人を昭和18年11月27日に採用し、20年4月16日に退職したことを上記人事記録により証明していることから、申立人の資格喪失日は同年4月17日であるとすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚

生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月17日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月1日から17年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から18年6月7日まで

私は、平成13年6月にA社に入社、同年7月から厚生年金保険に加入し、 18年6月*日に事業所が倒産するまでの間、継続して勤務していた。私の 年金記録によると、同社に勤務した期間の標準報酬月額が、総支給額から算 定される額より低くされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」 という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年 金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で あり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年12月1日から17年7月1日までの期間については、申立人が所持する給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額により、12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いために不明であるとしているものの、申立人が所持する給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見

合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が 長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる 保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、 社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認 められる。

一方、申立期間のうち、平成13年7月1日から14年12月1日までの期間及び17年7月1日から18年6月7日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から45年11月1日まで 私は、昭和27年6月1日にA社に入社し、59年3月31日まで継続して 勤務していた。ところが、ねんきん定期便を見たところ、同社B支店からC 支店に異動した時の昭和45年10月の年金記録が無いことに気付いた。調査 の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、D健康保険組合の健康保険の加入記録、A社E支店が提出した異動辞令及び社員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年6月1日まで 申立期間については、提出した賃金台帳どおりの厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初26万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月に26万円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(38万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(26万円)となっている。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年6月1日まで 申立期間については、提出した賃金台帳どおりの厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月に 18 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(26 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(18 万円)となっている。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年6月1日まで 申立期間については、提出した賃金台帳どおりの厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月に20万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20万円)となっている。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年6月1日まで 申立期間については、提出した賃金台帳どおりの厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成22年7月に18万円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保 険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、 当該訂正後の標準報酬月額(20万円)ではなく、当初記録されていた標準報 酬月額(18万円)となっている。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日

② 平成19年12月10日

私の年金記録では、平成19年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A事業所から提出された申立人に係る平成19年7月20日及び同年12月10日に支給された支給控除一覧表により、同年7月20日及び同年12月10日は19万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に届出を忘れていたとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日

② 平成19年12月10日

私の年金記録では、平成19年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる

したがって、申立人の標準賞与額については、A事業所から提出された申立人に係る平成19年7月20日及び同年12月10日に支給された支給控除一覧表により、同年7月20日及び同年12月10日は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に届出を忘れていたとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の 保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間 の標準賞与額に係る記録を25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日

② 平成19年12月10日

私の年金記録では、平成19年7月及び同年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA事業所によると、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る平成19年7月20日及び同年12月10日に支給された支給控除一覧表により、申立人は、25万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に届出を忘れていたとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月16日から同年10月16日まで 私は、昭和48年4月にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。 しかしながら、申立期間について厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納 得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、C健康保険組合から提出された被保険者情報及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和48年9月16日に同社D本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年10月の社会保険事務所(当時)の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

保険被保険者期間として認めてほしい。

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月16日から同年4月1日まで 私は、昭和40年3月にA社に入社し、平成21年9月30日まで同社及び 同社の関連会社で継続して勤務していた。しかしながら、申立期間について 厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納得できない。申立期間を厚生年金

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者加入証明書及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和59年4月16日に同社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 59年2月の社会保険事務所(当時)の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月16日から同年4月16日まで 私は、昭和57年4月にA社に入社し、現在まで同社及び同社の関連会社 で継続して勤務している。しかしながら、申立期間について厚生年金保険の 加入記録が見当たらず、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者加入証明書及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和59年4月16日に同社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 59年2月の社会保険事務所(当時)の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は38万円、16年7月6日及び同年12月10日は36万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は36万4,000円、18年7月10日は34万5,000円、同年12月8日は32万6,000円、19年7月10日及び同年12月10日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成 17 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に38万円、16年7月6日及び同年12月10日に36万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に36万4,000円、18年7月10日に34万5,000円、同年12月8日に32万6,000円、19年7月10日及び同年12月10日に30万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は52万1,000円、16年7月6日及び同年12月10日は50万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は52万7,000円、18年7月10日は53万8,000円、同年12月8日は64万1,000円、19年7月10日は55万9,000円、同年12月10日は54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成 17 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に52万1,000円、16年7月6日及び同年12月10日は50万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に52万7,000円、18年7月10日に53万8,000円、同年12月8日に64万1,000円、19年7月10日に55万9,000円、同年12月10日に54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は49万9,000円、16年7月6日及び同年12月10日は50万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は52万6,000円、18年7月10日は53万9,000円、同年12月8日は62万7,000円、19年7月10日及び同年12月10日は56万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に49万9,000円、16年7月6日及び同年12月10日は50万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 17 年 12 月 10 日に 52 万 6,000 円、18 年 7 月 10 日に 53 万 9,000 円、同年 12 月 8 日に 62 万 7,000 円、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に 56 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日、16年7月6日及び同年12月10日は32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は34万5,000円、18年7月10日及び同年12月8日は34万2,000円、19年7月10日は30万6,000円、同年12月10日は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日、16年7月6日及び同年12月10日は32万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 17 年 12 月 10 日に 34 万 5,000 円、18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 8 日に 34 万 2,000 円、19 年 7 月 10 日に 30 万 6,000 円、同年 12 月 10 日に 28 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は48万円、18年7月10日は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日

② 平成18年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に48万円、18年7月10日に49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は71万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日は73万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は77万2,000円、18年7月10日は74万3,000円、同年12月8日は86万6,000円、19年7月10日は75万6,000円、同年12月10日は78万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年7月6日

- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に71万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日に73万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に77万2,000円、18年7月10日に74万3,000円、同年12月8日に86万6,000円、19年7月10日に75万6,000円、同年12月10日に78万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は44万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日は45万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑦までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は50万7,000円、18年7月10日及び同年12月8日は48万9,000円、19年7月10日は48万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に44万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日に45万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑦までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に50万7,000円、18年7月10日及び同年12月8日に48万9,000円、19年7月10日に48万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は45万1,000円、16年7月6日は45万5,000円、同年12月10日は46万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に45万1,000円、16年7月6日は45万

5,000 円、同年 12 月 10 日に 46 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に51万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は32万3,000円、16年7月6日及び同年12月10日は32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は32万6,000円、18年7月10日は31万1,000円、同年12月8日は29万4,000円、19年7月10日は25万9,000円、同年12月10日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に32万3,000円、16年7月6日及び同年12月10日に32万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に32万6,000円、18年7月10日に31万1,000円、同年12月8日に29万4,000円、19年7月10日に25万9,000円、同年12月10日に24万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に43万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、 事業主によると、申立期間に係る事務手続に誤りがあったとしていることから、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年7月6日

③ 平成16年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 15 年 7 月 10 日に 27 万 5,000 円、16 年 7 月 6 日及び同年 12 月 10 日に 27 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は40万8,000円、16年7月6日は43万4,000円、同年12月10日は44万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は49万6,000円、18年7月10日は49万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書か

ら、申立人は、平成 15 年 7 月 10 日に 40 万 8,000 円、16 年 7 月 6 日に 43 万 4,000 円、同年 12 月 10 日に 44 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④及び⑤の期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に49万6,000円、18年7月10日に49万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は41万円、16年7月6日は43万6,000円、同年12月10日は44万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は48万7,000円、18年7月10日は48万6,000円、同年12月8日は49万7,000円、19年7月10日は50万6,000円、同年12月10日は51万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に41万円、16年7月6日に43万6,000円、同年12月10日に44万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に48万7,000円、18年7月10日に48万6,000円、同年12月8日に49万7,000円、19年7月10日に50万6,000円、同年12月10日に51万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は41万円、16年7月6日及び同年12月10日は45万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を49万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年7月6日

③ 平成16年12月10日

④ 平成17年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に41万円、16年7月6日及び同年12月

10日に45万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④については、A社から提出された昭和明細書から、申立人は、平成17年12月10日に49万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は50万6,000円、16年7月6日及び同年12月10日は52万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は56万3,000円、18年7月10日及び同年12月8日は53万7,000円、19年7月10日は52万円、同年12月10日は53万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に50万6,000円、16年7月6日及び同年12月10日は52万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 17 年 12 月 10 日に 56 万 3,000 円、18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 8 日に 53 万 7,000 円、19 年 7 月 10 日に 52 万円、同年 12 月 10日に 53 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は46万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日は49万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④から⑧までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は52万8,000円、18年7月10日は51万6,000円、同年12月8日は54万1,000円、19年7月10日は53万7,000円、同年12月10日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年12月10日
- ⑤ 平成18年7月10日
- ⑥ 平成18年12月8日
- ⑦ 平成19年7月10日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日に46万2,000円、16年7月6日及び同年12月10日は49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④から⑧までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に52万8,000円、18年7月10日に51万6,000円、同年12月8日に54万1,000円、19年7月10日に53万7,000円、同年12月10日に55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は10万4,000円、16年7月6日及び同年12月10日は45万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年7月6日

③ 平成16年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 15 年 7 月 10 日に 10 万 4,000 円、16 年 7 月 6 日及び同年 12 月 10 日に 45 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、 事業主によると、申立期間に係る事務手続に誤りがあったとしていることから、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を54万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③から⑦までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は58万4,000円、18年7月10日は57万2,000円、同年12月8日は59万8,000円、19年7月10日は57万8,000円、同年12月10日は52万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月6日

- ② 平成16年12月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成18年7月10日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 8 日
- ⑥ 平成19年7月10日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成16年7月6日及び同年12月10日に54万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③から⑦までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に58万4,000円、18年7月10日に57万2,000円、同年12月8日に59万8,000円、19年7月10日に57万8,000円、同年12月10日に52万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を45万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に45万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、 事業主によると、申立期間に係る事務手続に誤りがあったとしていることから、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を43万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は47万1,000円、18年7月10日は47万円、同年12月8日は48万1,000円、19年7月10日は48万8,000円、同年12月10日は51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

- ② 平成 17 年 12 月 10 日
- ③ 平成18年7月10日
- ④ 平成18年12月8日
- ⑤ 平成19年7月10日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に43万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該立期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑥までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に47万1,000円、18年7月10日に47万円、同年12月8日に48万1,000円、19年7月10日に48万8,000円、同年12月10日に51万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当 該期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は44万8,000円、18年7月10日及び同年12月8日は45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

② 平成17年12月10日

③ 平成18年7月10日

④ 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る事務手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から④までの期間については、A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に44万8,000円、18年7月10日及び同年12月8日に45万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は19万8,000円、同年12月10日は21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に19万8,000円、同年12月10日に21万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は48万3,000円、18年7月10日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日

② 平成18年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成17年12月10日に48万3,000円、18年7月10日に47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は5万円、18年7月10日及び同年12月8日は20万8,000円、19年7月10日及び同年12月10日は21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日

② 平成18年7月10日

③ 平成18年12月8日

④ 平成19年7月10日

⑤ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 17 年 12 月 10 日に 5 万円、18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 8 日に 20 万 8,000 円、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に 21 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は20万8,000円、同年12月8日、19年7月10日及び同年12月10日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

④ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に 20 万 8,000 円、同年 12 月 8 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に 52 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から③までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は16万2,000円、同年12月8日及び19年7月10日は54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成18年7月10日に16万2,000円、同年12月8日及び19年7月10日に54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は15万9,000円、同年12月8日は53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に 15 万 9,000 円、同年 12 月 8 日に 53 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は4万2,000円、同年12月8日は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成18年7月10日に4万2,000円、同年12月8日に22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は3万9,000円、同年12月8日は20万8,000円、19年7月10日は22万円、同年12月10日は22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

④ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に 3 万 9,000 円、同年 12 月 8 日に 20 万 8,000 円、19 年 7 月 10 日に 22 万円、同年 12 月 10 日に 22 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は6万3,000円、同年12月8日は42万円、19年7月10日は45万1,000円、同年12月10日は46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

④ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に 6 万 3,000 円、同年 12 月 8 日に 42 万円、19 年 7 月 10 日に 45 万 1,000 円、同年 12 月 10 日に 46 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は6万3,000円、同年12月8日は42万円、19年7月10日及び同年12月10日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

④ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成18年7月10日に6万3,000円、同年12月8日に42万円、19年7月10日及び同年12月10日に44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成18年7月10日に3万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年12月10日に30万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は38万2,000円、同年12月10日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に38万2,000円、同年12月10日に45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日及び同年12月10日に46万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は15万6,000円、同年12月10日は20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に15万6,000円、同年12月10日に20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は46万8,000円、同年12月10日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に46万8,000円、同年12月10日に52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

兵庫厚生年金 事案 2891

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は52万円、同年12月10日は54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に52万円、同年12月10日に54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

兵庫厚生年金 事案 2892

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を14万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に14万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は42万3,000円、同年12月10日は52万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に42万3,000円、同年12月10日に52万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

兵庫厚生年金 事案 2894

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は3万9,000円、同年12月10日は20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に3万9,000円、同年12月10日に20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は4万1,000円、同年12月10日は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に4万1,000円、同年12月10日に20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は6万7,000円、同年12月10日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に6万7,000円、同年12月10日に45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は9万8,000円、同年12月10日は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料が控除されているが、 年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成19年7月10日に9万8,000円、同年12月10日に49万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から63年2月まで

私は、昭和58年12月の結婚を契機に国民年金に加入し、地元の婦人会の 集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたが、年金記録を確認す ると、夫の記録は納付済みになっているにもかかわらず、私の記録が未納と されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年12月に婚姻したことを契機として国民年金に加入し、保険料を納付してきたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は59年1月5日に払い出されていることが確認できるものの、昭和61年度に作成されたA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納期間と記録されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致する上、オンライン記録によると、申立人に対して昭和63年6月6日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該時点において、申立期間のうち61年5月から63年2月までの期間に未納があったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、上記A町の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿によると、開始時期は不明であるが振替指定口座の欄に申立人の夫名義の口座番号が記載されていることが確認でき、少なくとも申立人の夫の昭和61年度以降の国民年金保険料は、口座振替による納付であることが推認されることから、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張と相違する。

さらに、婦人会において集金を担当した経験のある二人の証言では、申立人

の家に集金に出向いたことがあるとしているものの、当時は、国民年金保険料のほかに水道代及び電気代も併せて集金しており、その金額の中に申立人の国民年金保険料が含まれていたかは不明である上、申立期間当時に集金人であったかどうかも定かでは無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料額等に関する記憶は無いとしている上、 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計 簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から50年3月まで

私は、昭和40年8月頃に義弟に勧められて、国民年金に加入した。当時の保険料は自宅に来ていた女性の集金人に納付し、領収書をもらっていた。年金記録を確認したところ、10年近くの期間が未納とされていることが分かったが、私は1か月たりとも未納無く保険料を納付していたのに、10年近くも未納があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年頃に、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を集金人に納付し、領収書をもらっていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 50年 10月に払い出されたことが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違し、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間のうち昭和 40年度から 45年度までの国民年金保険料の納付方法は、A市によると、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り付け、検認印を押す印紙検認方式であったとしており、申立期間の納付方法について一部期間は、申立内容と相違する。

また、申立期間は116か月と長期であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで

② 昭和62年4月から63年7月まで

結婚後、妻が私の国民年金の加入手続をA市B区役所で行った。夫婦の保険料の納付は全て妻が行っており、申立期間については、金融機関で、納付書により納付していると思っていたが、年金記録では未納とされている。

私は自営業で、収入に波があったことから、申立期間の前後に免除申請を していたこともあったが、経済的に納付できる時は納付していた。よく調べ て、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間の納付記録は確認できず、 オンライン記録と一致している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立 人の妻は、申立期間の保険料について、経済的に納付できる時は納付していた としているものの、納付の時期や保険料額等の具体的な記憶は無く、申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の 妻も、申立期間と同じ期間が未納である。

なお、申立人の妻は、申立期間②のうち、昭和62年4月から同年6月までの期間について、平成16年7月20日付けにて厚生年金保険被保険者期間へと記録訂正されている。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

私は、60歳になった平成17年頃に金融機関で年金の相談をしたところ、 国民年金に加入した時に一括納付した申立期間が未納となっていることが 分かったので、A社会保険事務所(当時)の窓口に赴いて、年金記録がおか しいと訴えたが、国民年金の加入前の未納分を遡って納付する制度は無いと 言われた上、領収書も無いことから取り合ってもらえなかった。しかし、申 立期間の保険料については、特例納付の制度により、B銀行C支店で夫婦二 人分の保険料を40万円程度納付しており、未納の記録に納得できないので 第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金に加入してくれた時期に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として 40 万円程度をB銀行C支店で納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和 50 年 10 月 15 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、同手帳記号番号払出しの時点において、第2回特例納付及び過年度納付が可能な時期であるものの、夫婦二人分の当該保険料は、合計 18 万 300 円となり、申立人が主張する保険料納付額と相違している。

また、国民年金被保険者台帳によると、昭和 50 年 4 月から夫婦共に国民年 金保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を特例納 付した記録は確認できない。

さらに、申立人には、申立期間の保険料を特例納付により納付したとする記憶以外に納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年5月まで

私は、申立期間当時、A市B区内で母親が経営する店舗で働いており、昭和36年6月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を店舗に来ていた女性の集金人に納付してくれていた。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和36年6月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和38年6月8日に任意加入していることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の記載も同様となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年3月まで

私が 20 歳となった昭和 44 年頃、父親から「あなたは学生なので、支払うお金が無いから、学生の間は私が国民年金の保険料を支払っておく。」と言われ、何らかの紙を見せられた記憶がある。また、学生生活の4年が過ぎ、私がA職になった時、「あなたはA職になったのだから、これからは自動的に共済年金となり、私が支払い続けていた国民年金の支払いは今日をもって終わる。」とA職辞令を受ける前夜に父親から言われたことを鮮明に記憶している。それから12年後、父親は70歳で他界し、当然父親が支払ってくれた期間の記録があるものと信じていたが、それが無いことに大変驚いた。調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、 学生の間、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号 番号払出簿によると、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたこと が確認できない上、オンライン記録によれば、申立人は、基礎年金番号制度が 導入された平成 9 年 1 月以降の 17 年 4 月に初めて国民年金保険料の納付記録 が確認できることから、申立人の主張内容と符合しない。

また、申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金被保険者として扱われておらず、制度上、納付書が発行されず保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡していることから、具体的な納付状況等は不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から49年3月まで

私は、20歳になったら義務であるということで、親に勧められて昭和46年春頃に国民年金に加入した。最初の納付について、はっきりとした記憶はないが、3か月から6か月程度の保険料を遡ってA市役所で納付した。これで20歳から納付済みだと安心したことをはっきり覚えている。47年9月頃までは市役所に行き現金で納付していたが、それからは口座振替で納付していた。納付していたことは間違いなく、銀行と役所を調べて欲しいので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年春頃に、申立人自身がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は49年8月12日に払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入者の状況から同年10月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、同手帳記号番号払出しの時点において、申立期間のうち45年11月から47年6月までは時効により納付できない期間である上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。なお、申立人は、加入当初に3か月から6か月程度の保険料を遡ってA市役所で納付したと主張しているところ、同市の収滞納一覧表によると、納付済みと記録されている49年4月から同年12月(9か月)までの保険料を50年1月17日に一括して納付していることが確認でき、上記の払出し時期を勘案すると、遡って納付したとする申立人の記憶は、当該9か月分の一括納付のものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私はA事業所に住み込みで働いていた頃、国民年金保険料は同事業所で他の住み込み従業員と一緒にまとめて納付し、給与から保険料が引かれていたと思う。当時の国民年金手帳も、定年で退職した後に他の書類と一緒に同事業所から送られてきたが、昭和36年度及び37年度の保険料が未納とされていることに納得できない。私の妻が、同事業所に行って事情を聞いたところ、当時の会計担当者は入院しており、詳しいことが分からないとのことであったが、元同僚に聞いたところ、確かに同事業所で保険料を払っていたと言っている。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が当時勤務していたA事業所では、国民年金発足当初から 経営者の家族及び従業員をまとめて国民年金に加入させ、同事業所から国民年 金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、 婚姻後の昭和36年12月25日に払い出されていることが確認でき、同年同月 *日に婚姻後の住所で国民年金手帳が交付されていることから、この頃に初め て加入手続を行ったことが推認できるのに対し、当時、申立人以外に同事業所 で勤務等していた事業主、同僚等5人に係る同手帳記号番号は、いずれも同年 1月31日に5人連番で払い出されており、申立人のみ11か月後に払い出され るなど、他の者とは異なった取扱いがなされている上、申立人の国民年金手帳 の住所欄には、同商店の住所は記載されておらず、申立人の妻の同手帳と同じ く、婚姻後の住所及び転居に伴う住所変更がその都度記載されている上、申立 人の同手帳には、申立期間の検認印は無く、納付が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳の検認印欄を見ると、上記のとおり、申立期間

である昭和36及び37年度の納付記録は無い上、38年度第1期及び第2期分の保険料を昭和38年10月1日に納付していることが確認でき、同日以降、A事業所が厚生年金保険の適用となる前の昭和43年度第2期分まで、納付日及び検認印番号は、申立人の妻の同手帳の納付日及び検認印番号と同じであることが確認できるのに対し、申立人の同僚であり、同事業所を通じて国民年金保険料を納付していたとする元同僚の同手帳で確認できる当該期間の納付日及び検認印番号は、申立人及びその妻のものと異なっていることから、申立人は、申立期間の保険料について、同事業所を通じて納付したのではなく、申立人の妻と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金手帳は、申立人がA事業所を退職した後に同事業所から返却されたと供述しているところ、同手帳によると、同商店が厚生年金保険の適用事業所となる直前月である昭和43年10月の国民年金保険料の納付日及び検認印番号は、申立人の妻のものとは異なっており、上記の元同僚のものと同じであることが確認できることから、厚生年金保険の適用に当たって、申立人は同事業所に同手帳を提出し、同年同月分のみ同事業所を通じて保険料を納付したことが推認される。

加えて、初めて国民年金保険料を納付したことが確認できる、昭和38年10月1日時点において、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、元同僚等と一緒にA事業所を通じて定期的に現年度納付していたと主張しており、自ら遡って一括して納付したとする供述は無いことから、申立人が申立期間を過年度納付したとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで

私は、長女が幼稚園を卒園した昭和36年4月に、その3か月前にA県に転勤した夫の住むB市の社宅に移り住み、そこで自治会の世話役であったC氏から、「国民年金という制度が始まったので加入しませんか。」と勧められた。結婚前に厚生年金保険に加入していたこともあり、年金を続けたいと思っていたことと、保険料の負担が家計に影響するほどでも無かったことから、同氏を通じて手続を行い、保険料も同氏に払っていた。

申立期間には、厚生年金保険に加入していた期間も含むが、この期間については、社宅という生活環境の中で、仕事を持たないことが暗黙のルールであったため、国民年金保険料も払い続けた。

しかし、「ねんきん特別便」で、申立期間の国民年金の納付記録が無いことを知らされた。私が保険料を納付したことを証明できる資料等は災害で紛失してしまったが、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した昭和36年4月に、自治会の世話役であった人物から勧められて国民年金の加入手続を行い、同人を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、申立人は、42年7月31日に初めて任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号と連番で払い出されている複数の被保険者は、当時、申立人と同じ社宅に居住していた隣人であることが確認でき、当該複数の隣人も、申立人と同日付けで任意加入被保険者資格を取得していることから、申立

人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される上記の時点において、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるため、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を遡って納付できない。

さらに、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い 出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民 年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無 く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年2月まで

私は、国民年金制度が発足した当時、叔母が経営するA店の店舗兼自宅に住み込みで働いていたが、同居していた叔母が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。私は、叔母から色々と世話をしてもらっていたので、叔母は私の国民年金保険料についても、毎月、現金で納付してくれていたと思うが、詳しい納付方法等は分からない。

申立期間当時の給料から保険料が天引きされ、給与明細に記載されていたように思うので、申立期間の納付記録について、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時である昭和 36 年当時、同居先の叔母がB市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、C市で 52 年 10 月 27 日に払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者原票によると、申立人は同年8月 20 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、同時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、加入手続及び納付を行ったとする申立人の叔母は既に死亡していることから、具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日欄には、昭和52年8月20日と記載されており、オンライン記録によると、申立期間の加入記録は、平成9年4月28日に、遡って昭和36年4月1日に資格の得喪年月日の訂正が行われていることが確認できることから、当時、申立期間は未加入

期間であったことが推認できる。

加えて、申立期間は10年11か月と長期にわたっている上、申立人に対して、 申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその叔母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの期間及び48年4月から51年1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から47年3月まで

② 昭和48年4月から51年1月まで

私は、父親から国民年金に加入しなければいけないと聞いており、学生の時には、家族の中で年金について話した記憶がある。ねんきん特別便が郵送され、所持している年金手帳を確認すると、A社を退職した後にB事業所で勤務していた約3年間について、同手帳の「国民年金の記録」欄に自筆で期間を記載している部分を見て、当時、父親から、私の国民年金保険料を銀行で納付していたという話を聞いたことを思い出した。私の生命保険を知らないうちに親が掛けていたこともあり、申立期間の国民年金も父親が払ってくれていたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、当時、申立人が居住していたC市D区の国民年金記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、オンライン記録においても、申立人の同手帳記号番号を確認できない上、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号(平成9年1月以降は、基礎年金番号)は確認できるものの、国民年金記号番号の記載は無く、申立人は他の年金手帳を所持していないことから、申立人の父親が申立期間において、申立人の国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に 直接関与しておらず、これを全て行っていたとする申立人の父親は既に死亡し ており、具体的な加入状況及び納付状況は不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年12月までの期間、42年4月から43年3月までの期間、44年4月から47年3月までの期間及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から39年12月まで

② 昭和42年4月から43年3月まで

③ 昭和44年4月から47年3月まで

④ 昭和47年10月から48年3月まで

私は、国民年金に関しては、人一倍関心を持ち、国民年金保険料の納付は、 義務であると常に思ってきた。申立期間①及び②に関しては、私の所持して いる国民年金手帳は、納付済となって切り離されていることから、納付して いたと考えられる。

また、申立期間③及び④は、申請免除となっているが、当時は、先代から続くA駅前の商店を経営しており、従業員10数名を雇い、非常に繁盛していたので、申請免除をするような経済状況ではなく、亡くなった夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。現在の年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録が切り取られていることから納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫婦の国民年金手帳記号番号はB市において夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和39年11月28日に発行されていることが確認できることから、この頃に夫婦が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。また、国民年金手帳の昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認記

録(以下「検認記録」という。)を見ると、それぞれのページの右側の国民 年金印紙検認台紙が切り取られていることが確認できるものの、各年度の検 認記録の欄には現年度納付したことを示す検認印は無く空白となっている ことが確認できる上、39 年度の検認記録の1月から3月までの欄には検認 印が押されていることが確認できるものの、4月から12月までの欄が空白 となっていることが確認でき、申立期間①について、現年度納付が行われて いなかったことが確認できる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、昭和36年度から38年度までの欄に時効消滅のゴム印が押され、昭和39年4月から同年12月までは空白となっていることが確認でき、上記国民年金手帳の状況と一致する。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が、申立人に対して昭和36年3月3日にC社会保険事務所(当時)管轄において旧姓で払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号の国民年金被保険者台帳によると、昭和36年度に7か月の納付記録は確認できるものの、それ以降は未納期間となっている上、昭和40年8月付けで不在と記録されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①同様に納付していたと主張しているところ、B市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「D市E町11~32~ 42.6.20」と記載があることから、申立人は昭和42年6月20日にB市からD市へ転出したものと推認できるところ、44年4月24日に、上記とは別の国民年金手帳が同市で交付されていることが確認でき、この頃に、申立人が同市で国民年金に係る手続を行った状況がうかがえる。

また、D市で発行された国民年金手帳の昭和43年度の検認記録を見ると、同年度の国民年金保険料を昭和44年4月30日に一括して現年度納付していることが確認できるものの、昭和42年度は空欄となっており、申立期間②の納付は確認できない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、当時は申請免除に該当するような経済状況ではなく、相当の収入があったことから当該記録がおかしいと主張しているが、国民年金被保険者台帳によると、申立期間③の昭和44年4月から47年3月までは申請免除の承認期間と記録され、申立期間④の昭和47年度は、特例認定により同年度分全てについて申請免除が承認された後に、昭和47年4月から同年10月までの保険料を納付していることが確認できる。また、D市によると、申請免除については、被保険者からの申請無く承認されることは無かったとしており、4年度にわたる申請免除の記録が、申請無く承認され記録されるとは考え難い。
- 4 オンライン記録によると、申立期間①から④までのうち、申立人の昭和 36年度の7か月の納付済み期間及び申立人の夫の39年度の期間が特定でき

ない9か月の未納期間を除き、全て夫婦ともに納付又は申請免除が承認された記録で一致しており、複数年度の長期にわたる納付記録が、夫婦共に欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私たち夫婦は、昭和47年*月に長女が生まれたときには夫婦共に年金に加入していなかったが、当時、A市役所に勤務していた義兄の勧めもあり、夫婦で国民年金の加入手続を行い、主に妻が保険料を納付してきた。

記録を確認したところ、長女が生まれた後の3年近くが夫婦そろって未納とされていることが分かった。夫婦と子供の将来を考えて国民年金に加入したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が生まれた昭和 47 年*月頃に、申立人の妻が申立人夫婦の 国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張している ところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記 号番号は 50 年 7 月に連番で払い出されたことが確認でき、申立人が主張する 加入時期と相違する上、申立期間当時、申立人に別の同手帳記号番号が払い出 されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が、申立どおり昭和47年*月から国民年金保険料を納付していた場合、国防色の国民年金手帳が必要であるが、申立人夫婦は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に国民年金手帳があったとする記憶は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出しの時点において、申立期間のうち昭和 48 年4月以降の保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人夫婦は遡って保険料を納付したとする供述は無い。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私たち夫婦は、昭和47年*月に長女が生まれたときには夫婦共に年金に加入していなかったが、当時、A市役所に勤務していた兄の勧めもあり、夫婦で国民年金の加入手続を行い、主に私が保険料を納付してきた。

記録を確認したところ、長女が生まれた後の3年近くが夫婦そろって未納とされていることが分かった。夫婦と子供の将来を考えて国民年金に加入したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が生まれた昭和 47 年*月頃に、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年7月に連番で払い出されたことが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、申立期間当時、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が、申立どおり昭和47年*月から国民年金保険料を納付していた場合、国防色の国民年金手帳が必要であるが、申立人夫婦は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に国民年金手帳があったとする記憶は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出しの時点において、申立期間のうち昭和 48 年4月以降の保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人夫婦は遡って保険料を納付したとする供述は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年8月まで

勤務先を退職後に市役所の職員が来て、「強制加入であるのに、国民年金に加入していないので加入して下さい。」と言われたので、昭和53年8月頃に加入した。保険料の納付は妻が行ったが、加入の翌月にまとめて納付した記憶がある。確か手元に約10万円のお金があり、その中から支払ったが、金額をはっきり覚えてない。その時には年金手帳のみをもらい、領収書はもらっていない。確かに納付したはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月頃に国民年金の加入手続を行い、同年9月頃に申立期間に係る保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は58年3月8日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者資格取得届においても、申立人は、同年2月28日に同市役所B支所で新規加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の主張内容と符合せず、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、上記国民年金被保険者資格取得届によると、A市から申立人に対して、昭和56年1月から58年1月までの定額保険料に係る納付書(過年度納付書及び現年度納付書)及び同年2月から同年3月までの付加保険料を含む納付書(現年度納付書)が発行されたことが記録されているところ、国民年金被保険者原票及び同市の国民年金賦課収納状況一覧表では、申立人は、当該期間において初めて国民年金保険料を納付していることが確認できる上、付加保険料を58年2月以降に納付していることも確認できる。

さらに、A市によると、申立人の主張する昭和53年に、同市職員等が戸別

訪問により国民年金の加入勧奨を行っていた事実は確認できないとしている 上、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

昭和50年頃に、国民年金に任意加入した。申立期間が未加入期間とされているが、銀行振込みを中止した記憶も無く、それまで任意加入していたものを無にする理由が思い当たらないので、納得のいく回答がほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金台帳(資格記録・納付記録)によると、申立人の国民年金の資格喪失日は昭和59年6月30日と記録されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致している上、同台帳(納付記録詳細)を見ると、申立期間は空欄となっていることが確認できる。

また、申立期間当初の昭和59年6月について、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は3か月ごとの期別による納付であったところ、国民年金被保険者台帳によると、同年4月から同年6月までの保険料がいったん納付済みと記録され、そのうち6月の保険料6,200円が同年11月13日に還付されていることが、還付整理簿及び国民年金被保険者台帳から確認できることから、国民年金台帳の資格喪失日と申立人が所持する国民年金手帳の資格喪失日(同年7月1日)とは相違があるものの、同年6月30日付けで資格喪失の手続が行われたことによる還付と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる事情も見当たらない。

兵庫厚生年金 事案 2898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から18年12月30日まで 私がA社で勤務していた昭和55年8月1日から平成18年12月30日まで の期間のうち、13年1月から18年11月までの年金記録上の標準報酬月額 は、報酬額に比べ低い額となっている。

事業主は、私が、平成14年6月から標準報酬月額を低く届け出ることについて同意したとしているが、私は、事業主から、「不景気で事業主負担の保険料を支払うのが大変なので、社会保険をやめてもらえないか。」と言われたのに対し、「社会保険をやめるくらいなら退職する。」と主張したのであって、標準報酬月額を低く届け出ることについては同意していない。

給与明細書の金額に基づいて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、平成14年1月については、申立人が提出した給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額(報酬月額に基づく標準報酬月額よりも低い。)が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成15年4月及び17年10月については給与明細書も無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間のうち、平成13年1月から同年12月までの期間、14年2月から15年3月までの期間、同年5月から17年9月までの期間及び同年11月から18年11月までの期間については、申立人が提出した給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額となっている。

しかし、元事業主は、「当時、申立人は、事業所に借金をしており、これを申立人の妻には内密にしたまま少しずつ返済する必要があった。そこで、私の妻が、申立人の依頼に基づき、正規の給与明細書とは別に、社会保険料を書き換えた(本来の控除額に借金返済額を上乗せした)給与明細書を作成していた。」と証言している。

これに対し、申立人は、事業所に借金があり、二通り作成された給与明細書のうち、書換え後の給与明細書を当委員会に提出したことを認めている上、「給与明細書の書換えは、各種手当の額について行ったもので、社会保険料については書き換えていない。」としながらも、「正規の給与明細書は保管していない。」としており、実際に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

4 このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月中旬から2年9月1日まで 私は、A社に平成元年3月に入社し、2年春頃、B市で事故を起こした。 申立期間は間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間の一部を含む、平成元年4月1日から4年3月31日までの期間、A社に係る被保険者記録が確認できることから、申立人は、当該期間において、同社に継続勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に廃業している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人と同日の平成2年9月1日にA社において厚生年金保険被保険 者資格を取得した元従業員6人(申立人を除く。)について、雇用保険の資格 取得日を確認したところ、申立人と同日の元年4月1日の者が申立人のほかに 二人確認できる上、このほかの4人も2年1月から同年7月までの期間にそれ ぞれ資格取得していることが確認できる。

さらに、A社の元従業員の一人は、「C職はすぐに辞める人も多く、給与も 業務量に応じて支給される体系だったので、同職で入社と同時に厚生年金保険 に加入している人は珍しいと思う。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月から15年9月まで

② 平成15年10月から16年4月まで

私は、平成14年7月にA社を退職した後、就職合同説明会に参加していたB社の社長と部長の面接を受けて、同年9月に同社に入社し、15年9月頃まで勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

また、B社を退職した後は、インターネットの求人広告を見てC市にあったD社に応募し、平成15年10月頃から16年4月頃まで同社で勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録も無い(申立期間②)。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録が、平成 14年10月1日から同年12月27日まで確認できることから、申立期間①の うち、当該雇用保険加入期間については、申立人が同社で勤務していたこと が確認できる。

しかし、申立期間①当時の事業主は、「申立期間中は試用期間であり、申立人の給与から雇用保険料は控除していたが、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、申立人に係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間における社会保険料控除額は、平成14年10月支給分が1,162円、同年11月支給分が1,750円、同年12月支給分が1,750円、15年1月支給分が277円となっており、それぞれ、当時の雇用保険料率で算出した雇用保険料額と符合することから、厚生年金保険料については給与から控除されていなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、商業登記簿によりC市内で唯一確認できるD社の 事業主は、「申立人のことは記憶に無い。当社は平成18年9月に設立登記しており、申立期間においては存在していない。」と回答している。

また、申立人は、「申立てに係る事業所は、D社という名称で間違い無く、 C駅の南側で国道*号線近くにあった。」と供述しているが、オンライン記録 によると、C市内においてD社又はこれに類似する名称の事業所は、上記の 事業所のほかには確認できない上、申立人が主張している事業所の所在地近 辺について、申立期間②当時(平成 14 年及び 15 年)の住宅地図上にも、該 当する事業所は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主を記憶していない上、元同僚についても、二人の姓のみの記憶であるため、個人を特定できず、同僚等から当時の状況について聴取することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連 資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月21日から21年9月頃まで 私は昭和13年10月にA社B事業所に入社し、その後、戦時体制の下、19年11月21日に同社C工場へ異動し、21年9月頃まで同工場で勤務したが、 同工場で勤務していた期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所から同社C工場へ異動した経緯や同工場における元 同僚について具体的に記憶していることから、申立人が申立期間において、同 工場に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA社C工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員からは、申立人が申立期間に同工場において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

また、A社は、「申立人に関する資料は残っておらず、保険料控除及び納付の有無について不明である。」と回答しており、同社C工場における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月頃から35年1月頃まで

- ② 昭和36年1月頃から45年10月頃まで
- ③ 昭和46年10月頃から47年11月13日まで
- ④ 昭和48年2月から60年12月まで(48年7月から同年9月までの期間、54年1月から同年12月までの期間、及び60年6月から同年9月までの期間を除く。)

私は、昭和33年9月頃から35年1月頃までの間のうちの半年から1年間、A社(現在は、B社)において勤務し、36年1月頃から45年10月頃までの間のうちの半年から1年間、C社(現在は、D社)において勤務していたと記憶しているのに、それぞれ厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、昭和46年10月頃からE社(現在は、F社)で勤務したのに、同社の厚生年金保険被保険者記録は47年11月からとなっているのはおかしい。なお、同社で勤務した一部期間と同社から名称変更したG社で勤務した一部期間(48年2月から60年12月まで(48年7月から同年9月までの期間、54年1月から同年12月までの期間、及び60年6月から同年9月までの期間を除く。))の給与明細書が出てきたので、標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「勤務期間は特定できないが、昭和 33 年9月頃から 35 年1月頃までの間のうち、半年から1年間、A社において 勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社では、「A社H工場当時の資料は処分しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況については不明である。」と回答しており、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①において被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員 20 人に対し書面により照会したところ、15 人から回答があったものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態に係る証言が得られない。

さらに、A社H工場の複数の元従業員は、「相当数のアルバイトや臨時職員がいたが、厚生年金保険には加入していなかった。」、「臨時雇用の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」、「正社員や準社員は厚生年金保険に加入していたが、パート勤務は加入していなかった。」とそれぞれ証言している。

加えて、A社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「勤務期間の特定はできないが、昭和36年1月頃から45年10月頃までのうち、半年から1年間、C社において勤務した。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、42年6月13日から同年同月28日までの間、I社(現在は、J社)において被保険者記録が確認できる上、37年4月にI社に入社し、同社K部門が45年に分離されC社設立に伴って同社に移ったとする元従業員は、「一緒に勤務した時期及び場所は分からないが、申立人を記憶している。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がI社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、J社は、「昭和 46 年以降の退職金支給者に係る書類は保管しているが、それ以前の退職者に係る書類は処分済みのため調査できない。また、当社K部門から分離されたC社に勤務した者に係る書類は、同社に引き継がれたと思われ、当社では分からない。当時の書類が無いので、申立人が勤務していたか不明である。」と回答しており、D社も、「当時の書類は廃棄して何も残っておらず、申立人が勤務していた期間や厚生年金保険の加入状況については調査できないため不明である。」と回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、I社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員 21 人に対し書面により照会したところ、16 人から回答があったものの、申立人を記憶しているのは上記の元従業員一人のみであり、申立人の勤務期間等に係る証言が得られない上、当該元従業員は、「私の場合は、I社で3か月間の試用期間があった。」と証言している。

さらに、I社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間②において、申立人の氏名は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、「昭和46年10月頃からE社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、F社が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人の E社の入社日は昭和47年11月13日と記載され、前職欄には、43年9月から47年10月までの期間、自営業であった旨の記載が確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員 13 人に対し書面により照会したところ、9人から回答があり、このうち6人が申立人を記憶していたものの、当該6人全員が「申立人の勤務期間は不明である。」としているため、申立人の勤務期間等を特定することができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所に係る資格取得日は、昭和47年11月13日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

なお、申立人は、昭和 47 年1月の給与明細書を提出しており、当該給与明細書において、厚生年金保険料の控除額の記載が確認できるが、上記のとおり、申立期間③において、申立人がE社に在籍していたことが確認できない。また、申立人は、同年 12 月及び 48 年 2 月以降の給与明細書を保管しているところ、同年1月の給与明細書を保管しておらず、上記 47 年 1 月の給与明細書に記載されている本給の額を上回っている上、当該 47 年 1 月の給与明細書に記載されている本給及び厚生年金保険料等の金額は、48 年 2 月及び同年 3 月の給与明細書に記載されている本給及び厚生年金保険料等の金額は、48 年 2 月及び同年 3 月の給与明細書に記載されている金額と一致することなどから、当該 47 年 1 月の給与明細書は、48 年 1 月支給のものと考えても不自然ではない。

4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

5 申立期間④については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によると、申立期間④については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行なわない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から26年5月24日まで 私は、昭和26年5月頃に妊娠4か月であったためにA社を退職したが、 退職時に一時金を受給した記憶は無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間について、正規の脱退手当金及び女子特別附加脱退手当金(以下「脱退手当金」という。)が支給されたことを示す記載が確認できる上、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記録が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失年月である昭和26年5月前後約2年以内に資格を喪失した7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人について支給決定されている上、元同僚は、「当時、事業所から脱退手当金の説明があり、脱退手当金の請求は事業所が代行してくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定(昭和26年8月14日)当時は通算年金制度が創設(36年)される前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年以上加入する必要があったことから、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が6年11か月であり、その後相当期間厚生年金保険への加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月29日から同年6月1日まで

私は、昭和20年10月1日にA社に入社し、B社が設立されたときから同社に出向していたが、同社の役員になったときから、平成12年5月に退職するまで継続して在籍していた。同社の給与明細書では役員になったときから、65歳になった月まで173か月分の厚生年金保険料が引かれているのに、被保険者期間が1か月少なくなっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、「申立期間においてB社に在籍しており、同社の給与明細書では173か月分の厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録では同社の記録が1か月少ない。」と主張しているところ、同社の登記簿の記録によると、申立人は昭和50年5月28日に同社の取締役に就任している上、申立人が所持する、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した同年6月及び同資格を喪失した平成元年10月の給与明細書によると、それぞれの月において保険料が控除されていることが確認できる。
- 2 しかしながら、申立人が所持するB社の給与明細書に記載されている厚生 年金保険料控除額及びオンライン記録の申立人の標準報酬月額から判断す ると、同社の保険料控除方法は当月控除であることが確認できることから、 昭和50年6月の給与から控除されている厚生年金保険料は、同月分の保険 料となる。

また、申立人はB社の昭和50年5月の給与明細書は所持していない上、 当時の総務部長は、「同年同月分の給料がA社から支給されていることから、 当時関連事業所であったB社の役員に就任した場合は、当然同年6月分から しか役員報酬は出ず、同年5月29日から3日分を日額で計算し支給するこ とは考えにくい。」と証言している。

3 さらに、申立人が所持する、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年*月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人は同年*月*日に65歳になるところ、当時の厚生年金保険法においては65歳に到達したことにより被保険者資格を喪失すると規定されていること、及び同社の保険料控除方法は当月控除であることから、同年*月の給与から厚生年金保険料が控除されていることについては、事業主が誤って控除したものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月2日から同年11月30日まで 私は会社を退職後、公共職業安定所の紹介で、申立期間についてA社で勤 務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務状況等について詳細に記憶しており、申立人が 申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている 上、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の 加入状況について確認できない。

また、A社の元経理担当者は、「当社では3か月の試用期間を定めていたと記憶しており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人と勤務期間は異なるものの、複数の元従業員も試用期間があった旨を供述していることから、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に加入させていたと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年4月1日まで

② 昭和32年4月1日から33年5月1日まで

私は、中学校卒業後、A社に昭和31年4月1日付けで正社員として入社し、32年3月31日まで勤めて退社、その後B社に同年4月1日付けで正社員として入社し、33年4月30日まで勤めて退社したが、それぞれの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、事業所の所在地、業種、製造製品の種類、 名称、従業員の構成、入社の経緯及び担当配置等の具体的な記憶を供述して いることから、申立人が申立期間①当時、A社に勤務していたことはうかが える。

しかしながら、申立期間①当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた7人に、申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち3人から回答があり、いずれも、「申立人の名前に記憶が無い。」と回答している上、当該事業所は、昭和43年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、当該元従業員の一人は、「私は、昭和 27 年 2 月頃入社したが、15 か月の試用期間の後厚生年金保険に加入したと思う。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和30年7月1日から32年9月1日までの間に健康保険番号の欠番は無く、被保険者名簿に不自然な点は見当たらない上、申立人が同時期に入社したとする元同僚の名前も被保険者名簿において確認できない。

2 申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間②当時、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時、B社で被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた15人に、申立人の勤務実態について照会したところ、11人から回答があり、そのうち9人が申立人に記憶は無いと回答している上、4人が、「入社後10か月から20か月後に厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ証言しており、ほかの3人の資格取得日についても入社時期の記憶と4か月から12か月までの相違が確認できることから、申立期間②当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。さらに、B社に係る被保険者名簿によると、昭和32年2月1日から33年7月6日までの間に健康保険番号の欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月6日から31年6月1日まで 私は、昭和27年にA社(現在は、B社)を一旦退職し、再度28年2月から31年5月末まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が28年9月6日までしかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年にA社を一旦退職したが、再度28年2月から31年5月末まで勤務していた。」と主張しているが、B社が保管する退職者厚生年金健康保険台帳によると、申立人は昭和28年9月6日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社は、「人事記録を保管していないため、申立期間について申立人が当社に在籍していたのかは不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚3人のうち、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人に申立人の勤務実態等について文書照会を行ったが、一人は高齢のため聞き取りを行うことができず、残る一人からは回答を得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和28年2月から31年5月31日までに被保険者資格を取得している元従業員19人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの二人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、「申立人の勤務期間は分からない。」と証言している上、残る17人からは申立人に係る証言は得られず、申立人の勤務期間を特定することができない。

加えて、上記被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、 申立人は昭和28年9月6日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、 オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2908 (事案 1190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から39年4月1日まで 私は、昭和38年8月1日からA社で勤務していたのに、申立期間につい て年金記録が無いことに納得できない。今回新たに、「昭和38年秋」と記 載されている写真と同社が保管している資料を提出するので、記録を訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、A社保管の昭和38年8 月1日現在の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(以下「決定 通知書」という。)を提出して、申立人の申立期間における厚生年金保険被保 険者記録の訂正を主張しているが、当該決定通知書の社会保険事務所(当時) の受付日が確認できないこと、当該通知書の申立人の標準報酬月額は、申立期 間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級(3万6,000円)を超える6 万円であること、オンライン記録によると当該通知書の健康保険被保険者証番 号9番から12番(申立人の*番を含む。)までの被保険者資格取得日は38年 8月1日以降であることが確認できること、及び同番号2番から11番までの 被保険者の標準報酬月額はオンライン記録の40年10月1日の標準報酬月額と 同一であることが確認できること等から、当該通知書は同年8月1日現在の記 載であるものと推認されること、ii)申立人の申立期間の厚生年金保険被保険 者記号番号は39年4月1日に払い出されている上、厚生年金保険被保険者原 票の整理番号に欠番は無いこと等、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然 な点は見当たらないこと、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無 いこと、iv) 仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることがで きたとしても、申立人は、当時、同社の取締役であり、また社会保険の手続事 務を自身が行っていたと供述しており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできないことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年12月14日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、裏面に「昭和38年秋」と記載されているA社前で申立人が写っているカラー写真及び同社で保管している申立期間前後の書類一式(整理票、標準報酬月額別被保険者数等増減計算書、37年8月1日現在の決定通知書、39年8月1日現在(同年9月1日受付押印)の決定通知書、同年11月5日受付押印の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、41年8月1日現在の決定通知書、同年4月1日現在、51年7月1日及び53年1月17日通知押印の健康保険法の改正に伴う被保険者標準報酬決定通知書、55年11月15日通知押印の厚生年金保険法改正に伴う標準報酬月額改定通知書)を新たな事情を示す資料として提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、当該写真には、B商品の自動販売機が確認できるところ、C 社によると、「B商品の販売開始が昭和 44 年以降であるため、38 年に当該自 動販売機が設置されていたとは考えられない。」としており、当該写真により、 申立期間の勤務実態を確認することはできない。

また、新たに提出された当該書類一式から申立期間のオンライン記録について処理を誤ったと認められる内容は確認できず、申立人が主張する届出内容についても確認できない上、事業主が保険料納付義務を履行したと認められる根拠も確認することはできない。

これらのことから、今回提出された新たな資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から31年10月31日まで 私は、A社で昭和29年7月1日から31年10月末まで勤務していたが、 年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が30年6月 30日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和31年10月末までA社に勤務した。」と主張しているところ、同社の当時の代表取締役及び取締役の所在は不明である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に在籍していたことが確認できる同社の元従業員8人のうち、唯一所在が確認できる一人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、上記の被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和30年6月30日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者得喪処理表によると、申立人と同じ被保険者期間が確認できる元従業員の被保険者資格喪失の処理と、上記の唯一所在が確認できる元従業員の同年12月1日付けの被保険者資格取得の処理が、いずれも31年1月9日に行われていることが確認でき、当該処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金 保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年3月31日まで 私は、昭和18年頃、A会の専務であった叔父の紹介により、B市のCの 店舗3階にあった同会の事務所で勤務を開始し、B市が空襲を受けた20年 *月頃まで継続して勤務していたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年 金保険の加入記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A会の専務であった叔父の紹介によりB市のCにあったA会の 事務所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A会D支部において厚生年金保険被保険者であった元従業員 5人に照会し、4人から回答があったものの、全員が「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない上、上記回答者のうち3人は、「A会の事務所は、A市E区FのG内のみであった。」と供述しており、申立人の主張する勤務場所と相違している。

また、A会D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿をみても、申立人の叔父がA会D支部において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは確認できない上、申立人が記憶する元同僚二人についても、被保険者資格を取得していたことは確認できない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月16日から33年10月21日まで A社で勤務していた申立期間の脱退手当金を受給したことになっている が、私が勤務していたのはB社であると記憶しており、脱退手当金を受給 していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前である上、上記被保険者名簿の申立人が記載されたページとその前後4ページに記載されている女性80人について調査したところ、そのうち62人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち57人は資格喪失日から半年以内に脱退手当金が支給決定されており、複数の元従業員は「退職後、会社に出向き退職金と脱退手当金を併せて受け取った。」、「当時、事業所は当人の意向を確認せず脱退手当金の受給の手続を行っていた。」、「脱退手当金を代理請求で受給したことはよく覚えており、退職金と一緒にもらった。」と証言していることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、当時勤務していたのはB社であったとしているが、商業登記簿によると、A社の事業主はB社の事業主と同一であり、両社は関連会社であったと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月29日から44年10月13日まで 私は、昭和37年3月から47年7月まで、親戚が興したA社で夫と一緒に 勤務していたが、年金記録によると、夫の加入記録は継続しているのに、私 だけ約6年間の欠落があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年3月から47年7月まで、A社で勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人の夫、当時の事業主及び申立人が記憶している3人の元同僚はいずれも既に死亡しており、他の元従業員からも、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、申立人の夫に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、i)当初に作成された同被保険者原票の被扶養者欄には、上から、長男、次男、長女(いずれも、扶養開始時期は昭和37年3月1日)及び申立人(扶養開始時期の記載無し)の順に記載があり、通常は扶養開始時期が同じであれば、配偶者、第一子、第二子及び第三子の順に記載されるところ、申立人が、3人の子の後に申立人の夫の被扶養者として追加されていること、ii)41年8月31日の算定基礎届に伴い更新された同被保険者原票の被扶養者欄には、今度は申立人を筆頭に、長男、次男、長女の順に記載され、申立人については、申立期間の終期である44年10月13日に扶養を終了した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立人の夫の被保険者期間の途中から被扶養者となり、申立期間の終期に被扶養者でなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が 控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA事業所(現在は、B事業所)に臨時職員として採用された。同月中に、C職国家試験の合格発表があり、免許を取得、同年5月1日に職員として正規採用となり、共済組合に加入した。同年4月は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所が保管する人事記録により、申立人が、申立期間において、臨時職員としてA事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、D事業所は、「臨時職員の厚生年金保険の加入については、各事業所により状況が異なるため、分からない。」と回答している上、B事業所も、「書類の保存期限が過ぎているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A事業所では、申立期間の2年前である昭和48年4月に臨時職員として採用されたC職3人も、C職国家試験の合格発表月まで、厚生年金保険の記録は無いことが確認できる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立 人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録 の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から51年2月28日まで 私は、昭和46年3月頃、A事業所(後に、B社を経てC社)に就職し、 その約一年後の同事業所の法人化に発起人の一人として参加した。その際、 事業主から、「法人化に伴い従業員を厚生年金保険に加入させるようになっ た。」という説明を受けた。また、厚生年金保険料を給与から控除されてい たので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年3月頃、A事業所に就職し、同事業所が約1年後に法人化したことに伴い厚生年金保険に加入し、同事業所において51年3月頃まで継続加入していた。」と主張しているところ、元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の元事業主は、「申立人の申立期間に係る記録及び資料等を保存していない上、B社においては、職場への定着率が悪かったため、雇用形態が正社員であっても勤務の継続が見込める者だけを厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において被保険者記録があり、所在が確認できた16人に申立人の勤務実態について照会し、11人から回答を得たところ、そのうちの3人が、「申立人は、A事業所にて昭和46年頃から勤務していたが、一度退職した後、期間をおいてまた同事業所において勤務した。」とそれぞれ証言している。

さらに、上記元同僚のうち5人が申立人と同職種であったと回答していると ころ、そのうちの3人は、「自身の厚生年金保険の記録には数年の未加入期間 がある。」と証言しており、申立期間当時、A事業所では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。